

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆さまこんにちは。6月に入り、蒸し暑い日々が続いております。熱中症等の体調管理には十分にご留意ください。今回は、毎年7月上旬に提出する「社会保険料の算定基礎届」についてご案内いたします。

社会保険の算定基礎

社会保険料は、算定された標準報酬月額に基づいて決定されます。

毎年4～6月に支払われた平均賃金を用いて標準報酬月額を更新します。これを定時決定といいます。

算定結果は「算定基礎届」として7月11日までに事務センターまたは管轄の年金事務所、協会けんぽ、若しくは健保組合へ提出します。

・算定基礎届の提出と提出対象者

算定基礎届は、通常管轄の年金事務所や協会けんぽ、若しくは健保組合から6月中旬より順次送付されます。

「被保険者報酬月額算定基礎届」、「被保険者報酬月額算定基礎届 総括表」

「被保険者報酬月額算定基礎届 総括表附表（雇用に関する調査票）」

上記3つを記入したのち、7月1日から7月11日までに事務センターまたは管轄の年金事務所、協会けんぽ、若しくは健保組合へ提出します。

提出義務者は7月1日現在の全ての被保険者及び70歳以上被用者です。

ただし、以下の(1)～(4)のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

- | | |
|----------------------|-----------------------------------|
| (1) 6月1日以降に資格取得した方 | (3) 6月30日以前に退職した方 |
| (2) 7月改定の月額変更届を提出する方 | (4) 8月または9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方 |

・例外ケース

算定基礎届にはいくつかの例外ケースがございますので、その一部をご案内いたします。

(1) 算定基礎日数17日未満の月があるケース

算定基礎届は4月から6月に支払われた給与をもとに計算しますが、支払基礎日数が17日未満の月は除いて計算することになっています。

たとえば月給制の方が欠勤等により給与が満額支払われない場合などがこれに該当する可能性があります。

(2) 算定月に途中入社したケース

途中入社した月で1か月分の給与を受けなかった場合は、その月を除いて計算します。

中途入社しても1か月分の給与を受けている場合は、その月も含めて計算します。

※上記(1)に関連して、支払基礎日数が17日以上であっても1か月分の給与を受けていない場合は、その月を除いて計算することになります。

(出典：日本年金機構 定時決定(算定基礎届)について)

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスマア税理士法人にご相談ください。
TEL：092-726-2350